

第 1 1 0 号議案

中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

鍋横区民活動センター分室を廃止する必要がある。

## 中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

中野区区民活動センター条例（平成２３年中野区条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第１中野区鍋横区民活動センターの項中「（分室 東京都中野区本町四丁目４４番３号）」を削る。

別表第２中野区鍋横区民活動センター分室の項を削る。

附 則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。